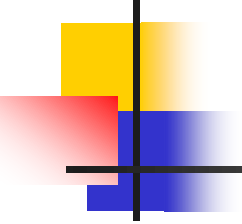


2 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 26

「ミバエ（ミバエ科）の有害動植物無 発生地域の設定及び維持」の改正案



ISPM 26とは

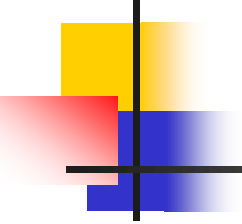
本基準は、ミバ工の寄主植物の国際貿易を円滑にするため、ミバ工の有害動植物無発生地域（FF-PFA）を設定し、維持するための指針を提供している。

【背景】

有害動植物無発生地域とは、「特定の有害動植物が発生していないことが科学的証拠によって証明され、適当な場合には、この状態が公的に維持されている地域」である（ISPM 5）。

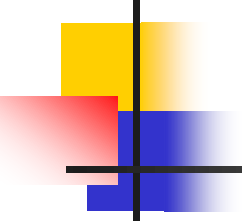
ISPM 4（有害動植物無発生地域の設定のための要件）は、ミバ工を含む一般的な有害動植物無発生地域を記述し、有害動植物無発生地域の設定に関する一般的な指針を定めている。

ミバ工は広い範囲の寄主に付着して侵入する可能性が高いことから、多くの輸入国が、ミバ工が定着している地域からの果実の受け入れを制限しており、ISPM26はミバ工に特化した有害動植物無発生地域の設定及び維持に関する追加的指針を定めている。



検討の経緯

- 2006年4月 IPPC総会でISPM26採択
- 2022年4月 IPPC総会で改正をトピックに追加
- 2022年11月 基準委員会（SC）が仕様書を承認
- 2023年7月 専門家作業部会が改正案を作成
- 2024年5月 SCが修正及び承認
- 2024年7～9月 1回目加盟国協議
- 2025年5月 SCが修正及び承認
- 2025年7～9月 2回目加盟国協議



改正の目的

1. 構成の変更

附属書の一部及び付録を本基準から削除し、ガイダンス資料に移行する。

2. 他のISPMとの整合性の確保

改正されたISPM 4（有害動植物無発生地域設定の要件）及びISPM 8（ある地域におけるペストステータスの決定）との整合性を確保する。

3. より適切な指針の提供

FF-PFAの特定要件（設定、維持、停止、回復及び撤回の基準等）について、より適切な指針を提供する。

1. 構成の変更（改正案）

太字は1回目協議からの修正点

本体

序論、背景、生物多様性と環境に与える影響

一般要件

1. **資源とインフラ**
2. コミュニケーションと利害関係者の関与
3. レビュー活動
4. 文書化及び記録保持

特定要件

4. FF-PFAの**設定**開始
5. FF-PFAの設定 ←【新設】5.5 FF-PFAの設定基準
6. FF-PFAの維持管理
7. FF-PFA**ステータス指定**の停止、回復又は撤回

附属書 1 ミバエの**特定**サーベイランス ←現行の本文から移行（新設）

附属書 2 是正措置計画

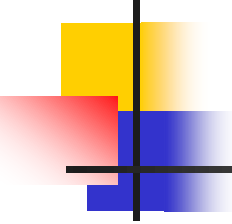
附属書 3 FF-PFA**への侵入時**で繁殖個体群が検出された際の防除対策

付録別添 1 ミバエ管理に関する植物検疫手続

付録別添 2 ミバエのトラップ調査

付録別添 3 果実サンプリング

Implementation material(実行資料)に移行
規定部分ではないことを明記した上で、別添とし
て本基準に残す。
ガイダンス資料として利用可能になり次第、本基
準から切り離す予定。

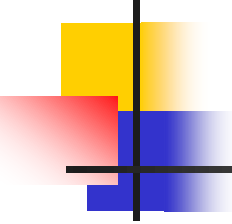


2. 他のISPMとの整合性の確保

太字は1回目協議からの修正点

寄主植物に関連する用語の整理

- ・ 寄主サンプリング (host sampling)
→ 果実サンプリング (fruit sampling)
- ・ 寄主**物品** (host **commodity**) → 寄主**果実** (host **fruit**)
(例) 本基準に従いFF-PFAが設定及び維持されている場合、輸入国は、FF-PFA由来の寄主**物品果実**に対し、対象ミバエに特化した追加の植物検疫措置を要求すべきではない。（一般要件）
- ・ 寄主**材料** (host **material**) → 寄主**果実** (host **fruit**)
(例) サンプルは、寄生した寄主**材料果実**内のミバエを管理するために、適切な条件下で保管する必要がある。（附属書2）



3. より適切な指針の提供（1）

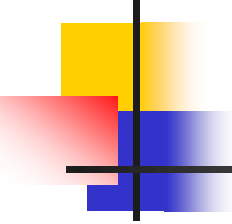
太字は1回目協議からの修正点

本基準が対象とするミバエについて

[背景] 本基準が定める措置**及び特定の植物検疫手続**は、*Anastrepha* 属、*Bactrocera* 属、***Carpomya* 属（異名： *Myiopardalis*）**、*Ceratitis* 属、*Dacus* 属、***Euleia* 属**、*Rhagoletis* 属、***Strauzia* 属**、*Zeugodacus* 属など、ハ工目ミバ工科に属する経済的に重要なミバエを対象とする。

不妊虫の取り扱いについて

[要件の概要] **不妊化されたミバエは、緩衝地帯で防除プログラムの一環として使用されFF-PFAに飛散する可能性があるが、有害動植物とはみなされない。**



3. より適切な指針の提供（2）

太字は1回目協議からの修正点

【現行】2.2.2 設定に先立つサーベイランス活動

（前略）その地域がFF-PFAのステータスを得るには、1頭の幼虫、2頭以上の生殖能力を有した成虫、または1頭の既交尾雌の発見があってはならない。

【改正案】5.5 FF-PFAの設定基準

- ・繁殖個体群（breeding population）の**兆候証拠**がないこと。

1頭の未熟な発育ステージ、1頭の**既交尾抱卵**雌の検出は、繁殖個体群の兆候とみなすべきである。

野生生殖能力をもつ成虫の検出も、虫数によっては繁殖個体群の証拠となり得る。

* この虫数は、対象ミバエの生物学及び生態学、トラップ**密度及び感度（密度、誘引剤への反応）**、検出の地理的及び時間的間隔、気候、季節並びに地理的位置に依存する。また、輸出国の国家植物防疫機関（NPPO）により事前に決定される場合がある。

- ・対象ミバエがその地域にいないとの判定は、繁殖個体群の**兆候証拠**がない十分な期間の後に行われること。その期間は、科学的情報に基づき事前に決定すべきである（~~種によっては最大3世代相当期間の場合もある~~）。
- ・標識された不妊虫の検出は、FF-PFAのステータスに影響しない。

3. より適切な指針の提供（3）

太字は1回目協議からの修正点

【現行】 2.4.1 停止

突発的発生が起きた場合、または以下の要因に基づき停止すべき。

1頭の幼虫、2頭以上の生殖能力をもつ成虫、または一定の期間及び距離内における1頭の既交尾雌

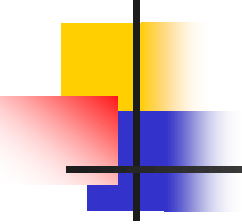
【改正案】 7.1 停止

以下いずれかのトリガーに基づき繁殖個体群の**存在が検出確認**された場合、停止すべき。

1頭の未熟な発育ステージ、1頭の**既交尾抱卵雌**または一定数*の**野生生殖能力をもつ成虫の検出（5.5参照）**、FF-PFA由来の積荷からの発見

~~*この虫数は、対象ミバエの生物学及び生態学、トラップ密度及び感度（密度、誘引剤への反応）、検出の地理的及び時間的間隔、気候、季節並びに地理的位置に依存する。また、輸出国の国家植物防疫機関（NPPO）により事前に決定される場合がある。~~

~~対象ミバエが一時的発生である場合、ミバエの存在が植物の取引に容認できないリスクをもたらさない限り、必ずしも停止は必要ない。~~



1 回目加盟国協議時に日本が提出した 主なコメント

7.3 撤回に関するコメント

対象ミバ工がFF-PFA**またはその一部**に定着し、根絶が追求されない場合、輸出国NPPOはその地域**またはその一部**からFF-PFAのステータスを撤回させ、国内関係者及び輸入国NPPOの双方に通知すべきである。

理由：FF-PFAの一部のみがFF-PFAのステータスを取り消される可能性がありうるため。

反映状況

対象ミバ工がFF-PFAの**全体または一部**に定着し、根絶が追求されない場合、輸出国NPPOはその地域**全体またはその影響を受けた部分**からFF-PFAの指定を撤回させなければならない。この場合、NPPOは国内関係者と輸入国NPPOの双方に通知すべきである。